

金融持株会社に係る検査マニュアル 新旧対照表

(改定前)	(改定後)
<p style="text-align: center;">グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>I. 保険持株会社の経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>①【取締役の役割・責任】</p> <p>取締役は、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを認識し、グループの業務の健全性を確保する観点から、グループの自己資本管理の重要性を十分に認識しているか。また、各グループ内会社の自己資本管理の状況が、資本配賦運営等を含むグループの戦略目標の達成及びグループのリスク管理に重大な影響を与えることを十分に認識しているか。</p> <p>特に担当取締役は、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール等の手法及び自己資本管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づきグループの自己資本管理の状況を的確に認識し、適正なグループの自己資本管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。</p>	<p style="text-align: center;">グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>I. 保険持株会社の経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>①【取締役の役割・責任】</p> <p>取締役は、グループ内のリスクの波及等（例えば、リスクの波及、グループ内取引、リスクの集中、新規事業参入又は既存事業からの撤退、保証やリスクの移転、流動性、オフバランス取引のエクスポージャー、資本のダブル・ギアリング、マルチプル・ギアリング<sup>1</sup>等）、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスク（<u>保険グループが、より大きなグループの一部を構成しているために生じるグループリスクが存在する場合には、そのリスクも含む。</u>）を認識し、グループの業務の健全性を確保する観点から、グループの自己資本管理の重要性を十分に認識しているか。また、各グループ内会社の自己資本管理の状況が、資本配賦運営等を含むグループの戦略目標の達成及びグループのリスク管理に重大な影響を与えることを十分に認識しているか。</p> <p>特に担当取締役は、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール等の手法及び自己資本管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づきグループの自己資本管理の状況を的確に認識し、適正なグループの</p>

(改定前)	(改定後)
<p>②【自己資本管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、グループの自己資本管理に関する方針（以下「自己資本管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか<sup>1</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループの自己資本管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任</li> <li>・ 十分な自己資本を維持するための基本方針</li> <li>・ グループの自己資本管理に関する部門（以下「自己資本管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針</li> <li>・ 自己資本対比でのリスク許容度に関する方針</li> <li>・ 自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクの定義</li> <li>・ 自己資本充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針</li> <li>・ 資本配賦運営に関する方針</li> </ul> <p>③～⑤ （略）</p> <p>(新設)</p> <p>脚注 1 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理方針を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針及び経営計画において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。</p>	<p>自己資本管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。</p> <p>②【自己資本管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、グループの自己資本管理に関する方針（以下「自己資本管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか<sup>2</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループの自己資本管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任</li> <li>・ 十分な自己資本を維持するための基本方針</li> <li>・ グループの自己資本管理に関する部門（以下「自己資本管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針</li> <li>・ 自己資本対比でのリスク許容度に関する方針</li> <li>・ 自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクの定義</li> <li>・ 自己資本充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針</li> <li>・ 資本配賦運営に関する方針</li> </ul> <p>③～⑤ （略）</p> <p>脚注 1 金融コングロマリット監督指針により排除されるものを除く。</p> <p>脚注 2 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理方針を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針及び経営計画において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織体制の整備</p> <p>①【自己資本管理部門の態勢整備】</p> <p>(i) 取締役会等は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に則り、自己資本管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。<sup>2</sup></p> <p>(ii) 取締役会等は、自己資本管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。<sup>3</sup></p> <p>(iii) (略)</p> <p>②【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】</p> <p>取締役会は、グループの自己資本管理の状況に係る報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、自己資本管理部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会及び取締役会等に対しこれを報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。報告内容については、例えば、以下の項目について、適切に評価・判断できる事項となっているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。</p>	<p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織体制の整備</p> <p>①【自己資本管理部門の態勢整備】</p> <p>(i) 取締役会等は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に則り、自己資本管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。<sup>3</sup></p> <p>(ii) 取締役会等は、自己資本管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。<sup>4</sup></p> <p>(iii) (略)</p> <p>②【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】</p> <p>取締役会は、グループの自己資本管理の状況に係る報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、自己資本管理部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会及び取締役会等に対しこれを報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。</p> <p><u>また、報告対象とするグループの範囲は、必ずしもグループ内の全ての法人を対象とする必要はないが、保険持株会社（中間持株会社を含む。）、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが保険会社へ波及していくことを考慮し、非保険事業体</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>・ 主要なリスクの水準・傾向及びそれらがグループの自己資本へ与える影響</p> <p>・ 自己資本充実度の評価方法（自己資本の定義、管理対象とするリスクの決定及びリスク評価方法を含む。）の妥当性</p> <p>・ 業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに照らしたグループの自己資本充実の状況</p> <p>・ グループの自己資本水準の目標とリスク・プロフィール及び業務を取り巻く状況についての整合性</p> <p>・ グループの資本計画等の見直しの必要性</p> <p><b>③【監査役への報告態勢の整備】</b></p> <p>取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で自己資本管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。<sup>4</sup></p> <p>(3) (略)</p> <p>脚注 2 自己資本管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、自己資本管理に関する諸機能が複数の異なる管理部門で分担されている場合のほか、他の業務と兼担する部署(統合的リスク管理部門等)が自己資本管理を担当する場合や、部門や部署ではな</p>	<p><u>も含めた実質的な関係（例えば、資本参加や影響力、契約上の拘束力、相互関連性、リスクのエクスポージャー、リスクの集中、リスク移転、グループ内取引など）に着目し、グループの範囲を定めているか。<sup>5</sup>さらに、再編や新規事業への参入、既存事業からの撤退並びに市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じてグループの範囲の適切性を確認しているか。</u></p> <p>・ 主要なリスクの水準・傾向及びそれらがグループの自己資本へ与える影響</p> <p>・ 自己資本充実度の評価方法（自己資本の定義、管理対象とするリスクの決定及びリスク評価方法を含む。）の妥当性</p> <p>・ 業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに照らしたグループの自己資本充実の状況</p> <p>・ グループの自己資本水準の目標とリスク・プロフィール及び業務を取り巻く状況についての整合性</p> <p>・ グループの資本計画等の見直しの必要性</p> <p><b>③【監査役への報告態勢の整備】</b></p> <p>取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で自己資本管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。<sup>6</sup></p> <p>(3) (略)</p> <p>脚注 3 自己資本管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、自己資本管理に関する諸機能が複数の異なる管理部門で分担されている場合のほか、他の業務と兼担する部署(統合的リスク管理部門等)が自己資本管理を担当する場合や、部門や部署ではな</p>

(改定前)	(改定後)
<p>くある責任者が自己資本管理を担当する場合等)には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。</p> <p>脚注 3 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。</p> <p>(新設)</p> <p>脚注 4 このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。</p> <p>3. (略)</p> <p><b>II. 自己資本管理部門の役割・責任</b></p> <p>1. 自己資本管理規程、組織体制の整備</p> <p>(1) 自己資本管理規程の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② <b>【自己資本管理規程の内容】</b></p> <p>自己資本管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、グループの自己資本充実度の評価に必要な取決めに網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。<sup>5</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己資本管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め</li> <li>リスク資本枠の設定に関する取決め</li> <li>自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定及びリスク評価方法に関する取決め</li> </ul>	<p>くある責任者が自己資本管理を担当する場合等)には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。</p> <p>脚注 4 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。</p> <p>脚注 5 <u>ここでいうグループ及びグループ内会社とは、会計や税務目的などの目的のために定義されたグループ及びグループ内会社とは異なる場合があることに留意する。</u></p> <p>脚注 6 このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。</p> <p>3. (略)</p> <p><b>II. 自己資本管理部門の役割・責任</b></p> <p>1. 自己資本管理規程、組織体制の整備</p> <p>(1) 自己資本管理規程の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② <b>【自己資本管理規程の内容】</b></p> <p>自己資本管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、グループの自己資本充実度の評価に必要な取決めに網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。<sup>7</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己資本管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め</li> <li>リスク資本枠の設定に関する取決め</li> <li>自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定及びリスク評価方法に関する取決め</li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本充実度の評価方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本充実度のモニタリング方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本充実度の評価方法の定期的な検証に関する取決め</li> <li>・ 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め</li> <li>・ グループ内会社からの適切な情報伝達のための取決め</li> <li>・ グループの新規業務の自己資本配賦に関する取決め</li> </ul> <p>脚注 5 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理規程を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。</p> <p><b>(2) 組織体制の整備</b></p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに見合った信頼度の高い自己資本充実度評価システム<sup>6</sup>を整備しているか。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>脚注 6 システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>2. 自己資本管理部門の役割・責任</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本充実度の評価方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本充実度のモニタリング方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本充実度の評価方法の定期的な検証に関する取決め</li> <li>・ 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め</li> <li>・ グループ内会社からの適切な情報伝達のための取決め</li> <li>・ グループの新規業務の自己資本配賦に関する取決め</li> </ul> <p>脚注 7 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理規程を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。</p> <p><b>(2) 組織体制の整備</b></p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに見合った信頼度の高い自己資本充実度評価システム<sup>8</sup>を整備しているか。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>脚注 8 システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>2. 自己資本管理部門の役割・責任</b></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 自己資本充実度の評価</p> <p>① (略)</p> <p>②【自己資本充実度の評価におけるリスク評価方法】</p> <p>自己資本管理部門が独自にリスクを評価している場合、自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク評価方法を用い、適切にグループの自己資本充実度におけるリスク評価を行っているか。なお、評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。</li> <li>・ リスク量を統一的な尺度の1つである VaR 等で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等はグループの戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。</li> </ul> <p>③ (略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p>	<p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 自己資本充実度の評価</p> <p>① (略)</p> <p>②【自己資本充実度の評価におけるリスク評価方法】</p> <p>自己資本管理部門が独自にリスクを評価している場合、自己資本管理部門は、<u>グループとしての重要な戦略上及び事業上の意思決定を支援又は検証するツールとなりうることを十分認識し、例えばグループ内で共通の計測モデルを使用するなど、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク評価方法を用い、適切にグループの自己資本充実度におけるリスク評価を行っているか。また、<u>外資系保険グループ及び海外で保険事業を展開している保険グループにおいては、必要に応じて、地域の特性に応じた修正を加えるなど、適切なリスク量を把握する態勢を整備しているか。</u></u></p> <p>なお、評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。</li> <li>・ リスク量を統一的な尺度の1つである VaR 等で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等はグループの戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。</li> </ul> <p>③ (略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p style="text-align: center;">グループ統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p><b>I. 保険持株会社の経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p>1. 方針の策定</p> <p>①【取締役の役割・責任】</p> <p>取締役は、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを認識し、グループの業務の健全性を確保する観点から、グループが抱える各種リスクの統合的な管理の重要性を十分に認識しているか。また、各グループ内会社のリスク管理の状況が、資本配賦運営等を含むグループの戦略目標の達成及びグループの統合的なリスク管理に重大な影響を与えることを十分に認識しているか。</p> <p>特に担当取締役は、グループが抱えるリスクの所在、リスクの種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びにグループの統合的なリスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づきグループのリスク管理の状況を的確に認識し、グループの適正な統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。</p>	<p style="text-align: center;">グループ統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p><b>I. 保険持株会社の経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p>1. 方針の策定</p> <p>①【取締役の役割・責任】</p> <p>取締役は、グループ内のリスクの波及等（例えば、<u>リスクの波及、グループ内取引、リスクの集中、新規事業参入又は既存事業からの撤退、保証やリスクの移転、流動性、オフバランス取引のエクスポージャー、資本のダブル・ギアリング、マルチプル・ギアリング<sup>1</sup>等</u>）、<u>個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスク（保険グループが、より大きなグループの一部を構成しているために生じるグループリスクが存在する場合には、そのリスクも含む。）</u>を認識し、グループの業務の健全性を確保する観点から、グループが抱える各種リスクの統合的な管理の重要性を十分に認識しているか。また、各グループ内会社のリスク管理の状況が、資本配賦運営等を含むグループの戦略目標の達成及びグループの統合的なリスク管理に重大な影響を与えることを十分に認識しているか。</p> <p>特に担当取締役は、グループが抱えるリスクの所在、リスクの種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びにグループの統合的なリスク管理の重要性を十分に理解し、この理解</p>

(改定前)	(改定後)
<p>② (略)</p> <p>③【統合的リスク管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、統合的リスク管理に関するグループの方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループの統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任</li> <li>・ グループの統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針</li> <li>・ リスク限度枠の設定に関する方針</li> <li>・ 管理対象とするリスクの特定に関する方針</li> <li>・ 統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング、コントロール及び削減に関する方針</li> <li>・ 新規業務<sup>1</sup>に関する方針</li> </ul> <p>④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>脚注<sup>1</sup> グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストⅣ. 3を参照。</p>	<p>に基づきグループのリスク管理の状況を的確に認識し、グループの適正な統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③【統合的リスク管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、統合的リスク管理に関するグループの方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループの統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任</li> <li>・ グループの統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針</li> <li>・ リスク限度枠の設定に関する方針</li> <li>・ 管理対象とするリスクの特定に関する方針</li> <li>・ 統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング、コントロール及び削減に関する方針</li> <li>・ 新規業務<sup>2</sup>に関する方針</li> </ul> <p>④ (略)</p> <p>脚注<sup>1</sup> <u>金融コングロマリット監督指針により排除されるものを除く。</u></p> <p>脚注<sup>2</sup> グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストⅣ. 3を参照。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織体制の整備</p> <p>①【統合的リスク管理部門の態勢整備】</p> <p>(i) 取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。<sup>2</sup></p> <p>(ii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。<sup>3</sup></p> <p>(iii) (略)</p> <p>②【取締役会等への報告・承認態勢の整備】</p> <p>取締役会等は、グループのリスク管理の状況に係る報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、統合的リスク管理部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等に対しこれを報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。</p>	<p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織体制の整備</p> <p>①【統合的リスク管理部門の態勢整備】</p> <p>(i) 取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。<sup>3</sup></p> <p>(ii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。<sup>4</sup></p> <p>(iii) (略)</p> <p>②【取締役会等への報告・承認態勢の整備】</p> <p>取締役会等は、グループのリスク管理の状況に係る報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、統合的リスク管理部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等に対しこれを報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。</p> <p><u>また、報告対象とするグループの範囲は、必ずしもグループ内の全ての法人を対象とする必要はないが、保険持株会社（中間持株会社を含む。）、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが保険会社へ波及していくことを考慮し、非保険事業体も含めた実質的な関係（例えば、資本参加や影響力、契約上の拘束力、相互関連性、リスクのエクスポージャー、リスクの集中、リスク移転、</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p data-bbox="141 459 551 491"><b>③【監査役への報告態勢の整備】</b></p> <p data-bbox="197 512 1104 635">取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で統合的リスク管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。<sup>4</sup></p> <p data-bbox="114 708 1104 906">脚注 2 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。</p> <p data-bbox="114 922 1104 1034">脚注 3 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。</p> <p data-bbox="129 1050 197 1082">(新設)</p> <p data-bbox="114 1137 1104 1209">脚注 4 このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。</p> <p data-bbox="114 1265 237 1297">(3) (略)</p> <p data-bbox="114 1361 237 1393">3. (略)</p>	<p data-bbox="1211 268 2119 451"><u>グループ内取引など）に着目し、グループの範囲を定めているか。<sup>5</sup>さらに、再編や新規事業への参入、既存事業からの撤退並びに市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じてグループの範囲の適切性を確認しているか。</u></p> <p data-bbox="1160 459 1563 491"><b>③【監査役への報告態勢の整備】</b></p> <p data-bbox="1211 512 2119 635">取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で統合的リスク管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。<sup>6</sup></p> <p data-bbox="1128 708 2119 906">脚注 3 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。</p> <p data-bbox="1128 922 2119 1034">脚注 4 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。</p> <p data-bbox="1128 1050 2119 1121">脚注 5 <u>ここでいうグループ及びグループ内会社とは、会計や税務目的などの目的のために定義されたグループ及びグループ内会社とは異なる場合があることに留意する。</u></p> <p data-bbox="1128 1137 2119 1209">脚注 6 このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。</p> <p data-bbox="1128 1265 1252 1297">(3) (略)</p> <p data-bbox="1128 1361 1252 1393">3. (略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p data-bbox="116 316 622 352"><b>Ⅱ. 統合的リスク管理部門の役割・責任</b></p> <p data-bbox="116 363 237 400">1. (略)</p> <p data-bbox="116 459 622 496">2. 統合的リスク管理部門の役割・責任</p> <p data-bbox="116 507 237 544">(1) (略)</p> <p data-bbox="116 555 427 592">(2) リスクの特定・評価</p> <p data-bbox="138 603 266 639">① (略)</p> <p data-bbox="138 651 495 687">② <b>【リスクの統合的な評価】</b></p> <p data-bbox="161 699 1099 783">(i) 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを統合的に評価・計測しているか。</p> <p data-bbox="161 1086 293 1123">(ii) (略)</p> <p data-bbox="116 1134 293 1171">(3)~(5) (略)</p>	<p data-bbox="1128 316 1635 352"><b>Ⅱ. 統合的リスク管理部門の役割・責任</b></p> <p data-bbox="1128 363 1249 400">1. (略)</p> <p data-bbox="1128 459 1635 496">2. 統合的リスク管理部門の役割・責任</p> <p data-bbox="1128 507 1249 544">(1) (略)</p> <p data-bbox="1128 555 1440 592">(2) リスクの特定・評価</p> <p data-bbox="1151 603 1279 639">① (略)</p> <p data-bbox="1151 651 1507 687">② <b>【リスクの統合的な評価】</b></p> <p data-bbox="1173 699 2125 1070">(i) 統合的リスク管理部門は、<u>リスク計測モデルを使用する場合にはグループとしての重要な戦略上及び事業上の意思決定を支援又は検証するツールとなりうることを十分認識し、例えばグループ内で共通のモデルを使用するなど、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを統合的に評価・計測しているか。また、外資系保険グループ及び海外で保険事業を展開している保険グループにおいては、必要に応じて、地域の特性に応じた修正を加えるなど、適切なリスク量を把握する態勢を整備しているか。</u></p> <p data-bbox="1173 1086 1305 1123">(ii) (略)</p> <p data-bbox="1128 1134 1305 1171">(3)~(5) (略)</p>